

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、令和6年12月16日付けで請求人に対して行った重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

簡易な内容で該当しない理由が分からない。

主治医からは、脳の萎縮があり脳の発達は完全に停止しているため、今後の発達は見込めないと説明を受けている。

非該当の詳細な理由によっては、主治医から意見書や検査結果の提出可能であるとの確認が取れているため、まずは詳細な理由を知りたい。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和7年10月30日	諮問
令和7年12月12日	審議（第107回第1部会）
令和8年1月9日	審議（第108回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 条例及び規則（受給資格認定の要件と手続）

ア 重度手当の支給には、心身に東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号。以下「条例」という。）別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要である（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けなければならない（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例5条1項、東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和48年東京都規則第141号。以下「規則」という。）7条1項及び2項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査するものである（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

イ 条例別表1号の対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」とされている。

また、条例別表2号の対象者は、「重度の知的障害であって、身体の障害の程度が次の各号のいずれかに該当するもの」とし、当該各号には、「両上肢の機能に著しい障害を有するもの（3号）、両下肢の機能に著しい障害を有するもの（5号）、体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの（6号）」等が挙げられている。

#### (2) 本件要領

ア 重度心身障害者

重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領(昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定。以下「本件要領」という。)第2・3・(1)によれば、重度手当支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」(条例1条参照)、すなわち、「一般に重度心身障害者といわれている者(身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者)とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいべき者であり、障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう。」とされている。

#### イ 常時複雑な介護

本件要領第2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作(食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作)の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

#### ウ 条例別表1号の該当者

本件要領第2・3・(3)によれば、条例別表1号の該当者は、条例別表1号記載の精神症状を有する者で、かつ、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にあるものとされている。

なお、本件要領第2・3・(3)及び(4)によれば、条例別表1号及び別表2号において、「知的障害」とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障害をいうとし、「重度の知的障害」とは、標準化された知能検査による知能指数が概ね35以下、又はそれに相当すると判断される程度の者をいうとしている。

#### エ 条例別表2号の対象者

本件要領第2・3・(4)は、条例別表2号の対象者は、重度の知的障害であって、次の(ア)から(ク)までに掲げる身体障害のいずれかに該当する者をいうとしている。

- (ア) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (イ) 両耳の聴力がそれぞれ90デシベル以上のもの
- (ウ) 両上肢の機能の著しい障害を有するもの
- (エ) 一上肢の機能を全廃したもの
- (オ) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (カ) 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの
- (キ) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- (ク) (ア)から(キ)までに掲げる程度以上の身体障害を有するもの

(3) 本件通知

重度手当の障害要件のより具体的な基準を定めた「東京都重度心身障害者手当における障害要件について（通知）」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）4・②は、障害要件の判定においては、その障害が固定し、将来にわたって、条例別表に定める程度の重度の障害の状態が永続すると判定できる状態であることが必要であるとしている。そして、同・イは、3歳未満の乳幼児の判定に際しては、発達の可能性を含めて判定しており、永続的に、重度手当に該当する程度の障害が継続すると判定するには困難であるとしている。

(4) 本件要領・本件通知の位置付け

本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分の検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

本件診断書によれば、請求人の知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる」（別紙2・1）とされているから、請求人に重度の知的障害が認められることを前提として、請求人が、条例別表に定める程度の重度の障害を有するか否か検討する。

(1) 条例別表2号の該当性

本件申請書によれば、請求人の障害の状況は、条例別表2号・(6)に

該当する旨記載されているので、まず、請求人の障害の程度が同号に該当するものか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」と、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有すると認められない。」と、身体症状については「両上肢機能が失われていると認められない。両下肢機能が失われていると認められない。座位困難と認められない。」との診断がなされている（別紙2・1ないし3）。

また、「知的障害及び精神症状についての所見」欄（同・4）によれば、身体症状について、「上肢はおもちゃをつかむ。寝返りは仰臥位から腹臥位のみ可能。手をついて短時間は座位保持できる。後方へのずりばいをすこしする。つかまり立ちは未獲得。」「バギーで入室。おもちゃを手でまさぐり口にくわえたり、バギー上で伸びをしたりしている。たまに発声するが、呼びかけには応じない。上下肢とも筋力は十分にあり、下肢は尖足傾向である。座位を取らせると片手を軽く床につく程度で自分の体を支えることができ、背部も進展している。」と診断されている。

以上のことからすると、請求人は、重度の知的障害を有するものの、「上肢はおもちゃをつかむ。」「手をついて短時間は座位保持できる。」とされていることから、「両上肢の機能に著しい障害を有するもの」（条例別表2号・(3)）に該当する状態であるとはいえず、また、「上下肢とも筋力は十分にあり」、「座位を取らせると片手を軽く床につく程度で自分の体を支えることができ」とされていることから、「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」（同・(5)）及び「体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの」（同・(6)）に該当する状態であるとはいえず、他に該当する障害は認められない。

さらに、障害要件の判定においては、その障害が固定し、将来にわたって、条例別表に定める程度の重度の障害の状態が永続すると判定できる状態であることが必要であるとするところ（1・(3)）、請求人は、上記診断からすれば、その障害が固定しているとは判断されない。

以上によれば、請求人について条例別表2号に該当するということとはできない。

## (2) 条例別表1号の該当性

本件診断書に「重度の知的障害を有すると認められる」との記載が

あることから、以下、条例別表1号「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」の該当性について検討する。

本件診断書によれば、請求人について、上述のとおり、「重度の知的障害を有すると認められる」（別紙2・1）との診断がなされているが、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有すると認められない」（別紙2・2）との診断がなされている。

そして、知的障害及び精神症状についての所見欄には、「全般的に全介助。排泄後の予告報告もない。」（同・4）と記載されており、重度の知的障害があると認められるものの、知的障害の程度が最重度との診断はなされていないから（別紙2・1及び4）、請求人は、本件要領第2・3・(3)・アの要件を満たしているとはいえない。

また、上記所見欄には、「睡眠が不安定で（中略）22時に入眠するが1時ごろに起き、2～3時間ぐずり続けて母があやし続けることが月の1週間程度ある。他は年齢相応（食べる順番やおもちゃが気に入らないと泣くなど）である。てんかん発作：2023/4、2023/9に意識減損して呼吸停止し、嘔吐する発作の重積があり、1剤の抗てんかん薬を服用している。2023/9以降は発作なし。」と記載されていることからすると、請求人が、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に至っていると判断することもできない（同・イ）。

以上のことからすると、請求人は、本件要領第2・3・(3)のア又はイのいずれかの状態にある者とはいえず、請求人については、条例別表1号に該当するということはできない。

### (3) 小括

上記(1)及び(2)によれば、請求人について、条例別表に定める重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の取消しを求めているものと解される。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされると

ころ（1・(1)）、本件診断書に記載されている知的障害及び精神症状についての本件医師の所見は、請求人に対する診断及び行動観察を踏まえたものであり、センターにおける専門的見地からの意見として合理性のあるものと認められる。

そして、本件診断書の所見及び所長の判定結果に基づき、重度手当の受給資格を非該当と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

#### 4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、条例別表に定める程度の重度の障害を有するとは認められないことを理由に非該当処分がなされる場合の説明の必要性について、以下付言する。

重度手当支給の対象となる重度心身障害者とは、上記1・(2)のとおり、「手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいふべき者であり、障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう。」とされているところ、請求人の障害の程度については、上記2のとおり、これらの要件を満たさないことが認められる。

しかし、本件の処分通知書における処分理由には、「（略）条例（中略）別表に定める程度の重度の障害を有するとは認められないため」とのみ記載されており、申請者が、この記載内容から、重度手当支給の対象とならないことを正確に理解することは困難である。

このような処分理由の記載のもとにおいては、条例別表に定める程度の重度の障害を有するとは認められないものの、手帳交付の要件には該当する程度の障害を有する申請者が、処分理由を正しく理解できないことに起因して、明らかに支給要件を満たさないにもかかわらず、審査請求を申し立てる事態が生じ得る。

そこで、処分庁においては、条例別表の要件を満たさないことを理由に非該当処分を行う場合には、処分通知書に理由の詳細を明記の上、申請者に対してよりの確な説明を行うことが望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われて

いるものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2 (略)